

**【指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】**  
**社会福祉法人いずみ会 特別養護老人ホーム・おおみの 運営規程**

**【事業所の名称】**

名 称 社会福祉法人いずみ会 特別養護老人ホーム・おおみの  
所在地 大阪府堺市東区西野42番地

**【運営規程の目的】**

事業所の適切な運営を確保する為に管理運営に関する事項を定める。

**【事業の目的】**

(運営方針)

1. 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅における生活への復帰を念頭に置いて、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
2. 施設は、健全な施設環境を整え、利用者個々の人格を尊重し、明るく楽しく暖かい施設にし、高齢者が安心して生活できるよう努める。

(生活指導)

1. 利用者の要介護などの身体、精神状態に相応しい、その状態や希望にあった個別的な介護サービスを提供する。
2. 利用者の要介護状態を的確に把握して、自立支援を行うことを基本に介護サービス計画を立てる。
3. 安全や事故（特に転倒など）の発生に十分な配慮をする。
4. 生活指導に当たっては、入所者を強制し自由を拘束するものであってはならない。
5. 入所者を自立させるため、生活意欲の増進を図り、身体的、精神的条件に応じ減退した機能の回復又は減退防止の訓練を行うものとする。
6. 給食は、入所者の嗜好及び身体的状態を十分に考慮し、消化吸収がよく、必要な栄養カロリーを計算する。

※ 前各項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

**【職員数及び職務内容】**

(指定介護老人福祉施設48人、指定地域密着型介護老人福祉施設28人、短期入所10人に対する指定人員基準)

施設長（管理者） 1名

管理者は、施設の業務を統括すると共に、法令等において規定されている老人福祉施設事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を職員に対し行う。

医 師 1名

入所者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

生活相談員 1名

常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に必要な助言その他の援助を行う。

看護職員 3名

看護職員は常に入所者の健康の状況に注意し、看護、保健衛生の業務に従事する。

介護職員 10名

入所者の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて適切な技術を持って介護を行う。

機能訓練指導員 1名

入所者の心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。

介護支援専門員 1名

適切な方法により、入所者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて他の従業者と協力し、課題分析や介護サービス計画の作成を行う。

管理栄養士 1名

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

#### 【入所の利用定員】

利用定員28名とする。

#### 【利用料】

厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)のほか、別表利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(別表)

項 目	金 額
食事の提供に要する費用	1,560円/日
居住に要する費用	従来型個室 1,320円/日 多床室 920円/日
理美容代	(月2回不定期訪問) 料金は別紙参照
貴重品管理費	1,000円/月
レクリエーション・クラブ活動費	材料費等の実費
日常生活上必要となる諸費用	実費

- ※1 食事に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、居住に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第21号)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

- ※2 居住に要する費用について、入院又は外泊中は居住費を徴収できるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
- ※3 施設は、利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

#### 【サービスに当たっての留意事項】

※施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

やむを得ず行う場合は、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する。

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(3) 入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

※利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずる。

※入所の際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、健康状態に留意し、心身の状況に応じたサービスの提供をする。

#### 【緊急時等における対応方法】

※利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

※サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### 【虐待防止に関する事項】

※施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

※施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 【非常災害対策】

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回（内1回は夜間を想定）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

【記録の整備】

1. 施設は職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。
2. 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。
  - ① 施設サービス計画
  - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ③ 身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - ④ 利用者に関する保険者への通知に関する記録
  - ⑤ 苦情の内容等の記録
  - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

【その他運営に関する留意事項】

- \*職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- \*職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。